鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金（以下「本補助金」という｡）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、円安基調や水際対策の緩和等を受け、鳥取県内に本社、主たる事業所を有する中小企業者（中小企業経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下「県内中小企業者」という。）が、海外需要獲得に向けて新たな国・地域で取り組む事業を支援することにより、県内経済の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表１の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表１の第２欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

３　なお、鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第１２条第１項の知事が別に定める場合は、別表１の第６欄に定めるもの以外の変更とする。

２　前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日

（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月２０日

２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（結果の公表等）

第８条　商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年１２月２３日から施行する。

別表１（第３条、第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  補助事業注１ | ２  補助対象経費注３ | ３  事業実施主体 | ４  補助率等 | ５  補助事業実施期間 | ６  重要な変更 |
| 県内中小企業者が外需獲得に向けて新たな国・地域注２で取り組む任意の事業。 | 調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓・調査委託費、感染症対策費、通訳  翻訳費、雑費等（別表２のとおり） | 県内に本社、主たる事業所を有する中小企業者 | 補助率  　３分の２  上限額  　１，０００千円 | 交付決定日から令和６年３月３１日まで | （１）補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更  （２）本補助金の増額を伴う変更 |

注１　補助事業について

・補助申請内容について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助事業の対象としない。

注２　新たな国・地域について

・新たな国・地域とは、令和３年以前に外需獲得に向けた取組等をしたことがない国・地域。

注３　補助対象経費について

・消費税及び地方消費税額は、補助対象経費には含まない。

・補助対象経費は、補助対象事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等を確認できるものに限る。

・交付決定額は、補助対象経費に補助率を乗じて算定した額を上限とする。

・交付決定前に発注、購入（支払）、契約等を実施したものは、補助対象経費には含まない。

別表２（別表１関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内　容 |
| 調査・コンサルティング・マーケティング費 | 国際経済変動・海外市場・ビジネス環境等に係るマーケティング、ビジネスパートナーの斡旋、海外拠点の設置等に係る調査・コンサルティングに関する経費 |
| 専門家謝金 | 指導・助言を受ける外部専門家への謝金 |
| 旅費交通費注１ | 職員及び外部専門家等の国内及び海外での移動・宿泊に要する経費 |
| 商談会・展示会出展費 | 商談会出展経費（装飾費含む）、商談会会場経費（インターネットを利用した非対面の商談会等も含む） |
| 各種認証取得費 | 新市場への新規参入や商材の新規輸出に当たり必要となる各種認証取得費 |
| 現地販路開拓・調査委託費 | 代行営業等、海外現地での販路開拓、現地での市場調査を委託する経費 |
| 感染症対策費 | 現地での感染予防経費（ハイヤー移動に要する経費等）、ＰＣＲ検査費、出入国時の隔離措置に要する経費 |
| 通訳・翻訳費 | 渡航や商談の際に必要な通訳費、外国語版資料作成に係る翻訳費 |
| 雑費注２ | サンプルの輸送に係る通信運搬費、雑役務費、保険料、通関費用、各種検査料・手数料等（上の経費区分に入るものを除く） |

注１　旅費交通費について

・補助事業者の内部規定に関わらず、実際に要した費用とする。

・事業に必要な最小限の人数に係る旅費交通費を補助対象とする。

・航空機や船舶の運賃については、実際の利用に関わらずエコノミークラスの運賃相当額を上限とする。また、鉄道やバス等の運賃については、普通旅客運賃又は急行料金に指定席料金を合算した額を上限とし、特別車両料金、コンパートメント料金等の特別に付加する費用は対象外とする。

・旅券取得費用、海外保険費用は対象外とする。

・国内旅費は、海外との往来に伴う場合に限り最低限必要な費用とする。なお、タクシー代、ガソリン代は対象外とする。

・食事代、日当は対象外とする。

注２　雑費について

・雑費は、サンプルの輸送に係る経費とし、サンプルの購入、製造等に係る経費は対象外とする。

・製品、商品（サンプルは除く）の輸送経費は、対象外とする。

様式第１号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金事業計画（報告）書

１　申請者概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名 |  | | |
| 代表者職・氏名 |  | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 資本金 | 千円 | 従業員数 | 人 |
| 主たる業種 | （日本標準産業分類の小分類） | | |
| 誓約事項  ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に〇を記載すること。 | 申請に当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。   |  |  | | --- | --- | | 誓約 | 項目 | |  | 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 | |  | 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。 | | | |

２　事業計画名

３　事業実施期間　　　年　　月から　　年　　月まで

注：事業実施期間は、令和６年３月３１日までとする。

４　事業概要

|  |
| --- |
| 今回実施する事業を150～200文字程度で説明してください。 |

５　事業実施の目的・背景

|  |
| --- |
| 【新たな国・地域への展開】  今回の事業で新たにチャレンジする市場（国・地域）について記入してください。すでに取り組み始めている市場（国・地域）の場合は、これまでの取組内容とその時期について記入してください。  【事業目的・背景】  この事業がなぜ必要なのか、事業実施に至った具体的なニーズや経緯を踏まえて、事業目的と背景を記入してください。 |

６　事業内容及び期待される成果等

|  |
| --- |
| 【具体的な取組内容】  【スケジュール】  【実施体制・役割】  【期待される成果・効果等】 |

７　県外発注の有無　　　有　・　無

|  |
| --- |
|  |

注１　県外発注の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注２　「有」の場合は、表内に県外発注する経費及び県外発注する理由を記入してください。

８　他の補助金等の活用の有無　　　有　・　無

|  |
| --- |
|  |

注３　他の補助金等の活用（予定を含む）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注４　「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。

９　消費税の取扱い　　一般課税事業者　・　簡易課税事業者　・　免税事業者

１０　担当者連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部署名 |  | | |
| 職・氏名 |  | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 電話番号 |  | ファクシミリ |  |
| 電子メール |  | | |

様式第２号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金収支（予算・決算・変更）書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 資金の調達先 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| 補助金（Ｃ） |  |  |
| その他 |  |  |
| 補助事業総額（Ａ） |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 主な内容  （名称、単価、数量等記載） | 事業に要する  （した）経費 | 左記の経費のうち  補助対象経費 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  | （Ａ） | （Ｂ） |  |

※　経費区分には交付要綱別表２の経費区分欄の項目を記載すること。

※　主な内容欄には積算を明記すること。

※　金額は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記載すること。

※　収入の部の「補助事業総額（Ａ）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（Ｂ）」の合計額は同額とすること。

３　補助金申請金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金交付申請額（Ｃ） | 千円 | （Ｂ）×補助率又は補助金上限額  （いずれか低い額を左記に記入） |

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

鳥取県知事　　　　　　　　　　印

年度鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった　　年度鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年４月鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

２　補助交付額等

　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　金　　　　　円

（２）交付決定額　　金　　　　　円

３　経費の配分

　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金交付要綱（令和４年１２月２３日付第２０２２００２２７８７３号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。